

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年1月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後	現行
<p>1-1 輸出の許可 (1)～(5) (略) (6) 総価額への換算 外国通貨又は<u>電子決済手段等</u>若しくはこれら以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）をもつて決済される場合の当該外国通貨又は<u>電子決済手段等</u>若しくはその他の財産的価値と円との換算は、別に定める換算率による。（以下この通達において総価額算定の場合における換算は、この換算率による。） 輸出令第4条第1項に規定している外国通貨の総価額の換算については、契約締結日の属する期間の換算率により行い、<u>電子決済手段等</u>又はその他の財産的価値の総価額の換算については、別に定める換算率による。 (7)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特例 4-1 (略) 4-2 輸出令第2条の規定は、同令第4条第2項各号に掲げる場合には、同令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。 4-2-1 (略) 4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い (1)～(3) (略) (4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。 (略) (イ)～(ハ) (略) (ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は次の表1に、同号ホに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は次の表2に掲げるところにより行う。 なお、表1中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに</p>	<p>1-1 輸出の許可 (1)～(5) (略) (6) 総価額への換算 外国通貨又は<u>暗号資産</u>若しくはこれら以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）をもつて決済される場合の当該外国通貨又は<u>暗号資産</u>若しくはその他の財産的価値と円との換算は、別に定める換算率による。（以下この通達において総価額算定の場合における換算は、この換算率による。） 輸出令第4条第1項に規定している外国通貨の総価額の換算については、契約締結日の属する期間の換算率により行い、<u>暗号資産</u>又はその他の財産的価値の総価額の換算については、別に定める換算率による。 (7)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特例 4-1 (略) 4-2 輸出令第2条の規定は、同令第4条第2項各号に掲げる場合には、同令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。 4-2-1 (略) 4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い (1)～(3) (略) (4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。 (略) (イ)～(ハ) (略) (ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は次の表1に、同号ホに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は次の表2に掲げるところにより行う。 なお、表1中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに</p>

限る。」、及び表 2 において定める金額の外国通貨又は電子決済手段等若しくはその他の財産的価値への換算は別に定める換算率によるものとする。

(ホ) (略)

(以下、略)

限る。」、及び表 2 において定める金額の外国通貨又は暗号資産若しくはその他の財産的価値への換算は別に定める換算率によるものとする。

(ホ) (略)

(以下、略)

「輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入（承認・割当）申請書（T - 2010）の記載要領及びその取扱い等について（輸入注意事項10第36号(H10.3.4)）

改 正 案	現 行
<p>1～5 （略）</p> <p>6 「3※銀行等、<u>資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等</u>記載欄」は、外国為替及び外国貿易法第17条第1項第三号の規定に基づく外国為替令第7条第四号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当する場合に限り、該当事項を次により記載すること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「銀行等、<u>資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等</u>確認欄」には、外国為替決済に関する証明銀行名等を記載するものとするが、外貨預金勘定等を通じる方法により決済する場合であって、証明銀行と貸記する外貨預金勘定等の置かれている銀行が異なる場合には、次の例に従って証明銀行が記載すること。</p> <p>（略）</p> <p>7 （略）</p>	<p>1～5 （略）</p> <p>6 「3※銀行等<u>又は資金移動業者</u>記載欄」は、外国為替及び外国貿易法第17条第1項第三号の規定に基づく外国為替令第7条第四号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当する場合に限り、該当事項を次により記載すること。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「銀行<u>又は資金移動業者</u>確認欄」には、外国為替決済に関する証明銀行名等を記載するものとするが、外貨預金勘定等を通じる方法により決済する場合であって、証明銀行と貸記する外貨預金勘定等の置かれている銀行が異なる場合には、次の例に従って証明銀行が記載すること。</p> <p>（略）</p> <p>7 （略）</p>

「決済通貨等の取扱いについて」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○決済通貨等の取扱いについて（輸入注意事項34第3号（S34.1.31））

改 正 案	現 行
<p>1～3 （略）</p> <p>4 輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)及び<u>輸入貿易管理令別表第1第1号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物（平成12年通商産業省告示第789号）</u>において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、<u>輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について（令和4年5月9日付け20220425貿局第2号）</u>に定めるところにより行うものとし、契約締結日の属する期間の相場により行う。</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)及び<u>輸入貿易管理令別表第1第1号、第15号、第21号及び第22号の規定に基づき、これらの号に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第789号）</u>において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、<u>輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について（平成12年12月28日付け平成12・12・15貿局第3号）</u>に定める<u>相場を用いて</u>行うものとし、契約締結日の属する期間の相場により行う。</p>

「輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令、輸入貿易管理令及び外国為替令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について（20220425貿局第2号）

改正後	現行
<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号、以下「輸出令」という。）、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号、以下「輸入令」という。）及び外国為替令（昭和55年政令第260号、以下「外為令」という。）並びにこれらに基づく規定、並びに輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令（昭和30年通商産業省令第54号、以下「輸取省令」という。）において規定する円表示金額の換算方法は、令和4年5月10日以降、以下のとおり行うものとする。</p> <p>1 輸出令及び輸入令並びにこれらに基づく規定並びに輸取省令（以下「輸出令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第7条第1項の規定に基づき、財務大臣が日本銀行において公示する契約締結日の属する期間の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（以下「基準外国為替相場等」という。）を用いて行うものとする。また、輸出令等において規定する円表示金額の電子決済手段等への換算は、外為令第21条並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号、以下「貿易外省令」という。）第13条及び第14条の規定を準用し、契約締結日の属する月の前月の末日の電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行い、輸出令等において規定する円表示金額の外国通貨又は電子決済手段等以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）への換算は、契約締結日の属する月の前月の末日のその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。</p> <p>2 外為令及びこれに基づく規定（以下「外為令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、契約締結日の属する期間の基準外国為替相場等を用いて行うものとする。また、外為令等において規定する円表示金額の電子決済手段等への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他合理的と認められる方法により行うものとし、貿易外省令第9条第3項に規定する総価額の換算方法について貿易外省令第13条の規定を適用する場合における同条中の「その他合理的と認められる方法」とは、契約締結日の属する月の前月の末日の電子決済手段等の相場を用いる方法をいうものとする。外為令</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号、以下「輸出令」という。）、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号、以下「輸入令」という。）及び外国為替令（昭和55年政令第260号、以下「外為令」という。）並びにこれらに基づく規定、並びに輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令（昭和30年通商産業省令第54号、以下「輸取省令」という。）において規定する円表示金額の換算方法は、令和4年5月10日以降、以下のとおり行うものとする。</p> <p>1 輸出令及び輸入令並びにこれらに基づく規定並びに輸取省令（以下「輸出令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「外為法」という。）第7条第1項の規定に基づき、財務大臣が日本銀行において公示する契約締結日の属する期間の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（以下「基準外国為替相場等」という。）を用いて行うものとする。また、輸出令等において規定する円表示金額の暗号資産への換算は、外為令第21条並びに貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号、以下「貿易外省令」という。）第13条及び第14条の規定を準用し、契約締結日の属する月の前月の末日の暗号資産の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行い、輸出令等において規定する円表示金額の外国通貨又は暗号資産以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）への換算は、契約締結日の属する月の前月の末日のその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。</p> <p>2 外為令及びこれらに基づく規定（以下「外為令等」という。）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、契約締結日の属する期間の基準外国為替相場等を用いて行うものとする。また、外為令等において規定する円表示金額の暗号資産への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となる暗号資産の相場を用いる方法その他合理的と認められる方法により行うものとし、貿易外省令第9条第3項に規定する総価額の換算方法について貿易外省令第13条の規定を適用する場合における同条中の「その他合理的と認められる方法」とは、契約締結日の属する月の前月の末日の暗号資産の相場を用いる方法をいうものとする。外為令等において規定する円表</p>

等において規定する円表示金額のその他の財産的価値への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。

示金額のその他の財産的価値への換算は、当該規定において規定する支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。